日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 3.25

No.14-029

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

第２章 第４-2

解雇に至るまで際立つ
信義則違反、不当労働行為の連続（一）

高裁 最終準備書面シリーズ １１

「ワークシェア的なものも含めてやっていく、
いきなり整理解雇など考えていない」と明言したが

２０１０年１月２１日、…８つの労働組合を対象に、事業計画に関する説明会が開かれた。
…人員削減を予定していること、しかし、その手段については、関連企業の非連結化による削減、定年退職などによる自然減、早期退職、一時帰休などワークシェア的なものも含めてやっていく、いきなり整理解雇など考えていないと明言した。

この説明に対して、…乗員組合は、…直ちに整理解雇をすることはないという約束をしたものと受け止め、…勤務、通勤、賃金などの労働条件の切り下げの提案には柔軟に対応する一方、整理解雇だけは認めることはできない、との立場から、…ワークシェアを基本とした様々な施策を検討し、…緩やかな形での人員調整施策を求めていく、そのためにJALに具体的な提案を行っていく、というスタン

スに立っていた。

その裏で組合を欺き続けていた
当初から整理解雇を想定・ワークシェアを行う意思なし

しかし、JALは、以上の言明とは裏腹に、当初からワークシェアを行う意思などなかったことが明らかである。

地裁において被告側証人として証言した運航企画室企画部計画グループ長（当時）は、陳述書で、…整理解雇の人選基準を発表する３か月前の２０１０年６月の時点で、既に人事考課基準、傷病基準、年齢基準という整理解雇基準を策定した上で、運航乗務員について、誰がこれらの基準に該当するかをシミュレーションしていた（ことを述べている）。

（これは）解雇予告通告前日の２０１０年１２月８日の事務折衝で（の）「６月時点では傷病基準は何もなかった」という説明…とも矛盾するものであり、本件訴訟において初めて明らかにされた事実である。

裏で、退職強要面談の計画を具体的につめていた

さらに、JALは、２０１０年６月３０日付の…運航本部の内部文書において、９月末から１０月にかけての個人面談のスケジュールや人員配置など、人員削減施策に対する具体的内容を詰めていた…すなわち、人員削減の対象者を特定し、乗務から外し、面談を行って退職に追い込む方針を確定し、そのための準備を具体的に検討していたのである

不合理極まる人選基準案を
組合の頭ごなしに一方的発表

JALは、…第一次希望退職措置の終了後の９月２７日、突如、整理解雇の人選基準案を提示してきた。

この点について、JALは、…団体交渉を想定して同日付で作成した質疑応答集において、「組合との議論を経ずにすでに解雇基準の会社案を組合員に説明していると聞くが、不当労働行為ではないか？」という設問を設定し、これに対して、「…あくまで会社案であり、決定したものではなく、今後の話し合いの状況によっては変わりえるということを明確に説明しており、不当労働行為にはあたらないと考える。」との回答例を用意している。

これは、JALが、整理解雇の人選基準案について、当初から労働組合に提案することなく発表する予定であったこと（労使協議の無視・形骸化を意図していたこと）を自白するものである。

「事業規模拡大の計画は全くない」との虚偽の説明で
「ワークシェア」を拒否

ワークシェアを検討すべきではないかとするＱ１に対する回答例として、「事業規模も２０１２年度までに拡大は全く計画されていない」「必要数を超える要員を抱えるだけの余裕はない」
「計画上、今後の事業規模拡大が全く織り込まれていない中で、人員規模の縮小を一時帰休やワークシェアという一時的、臨時的な対応で乗り越えようとすることは、債権者には理解されない」といった答弁を用意している。

しかし、…解雇後にJALは中期計画を発表し、事業規模拡大を打ち出したのであ

る。

…JALは、団体交渉において、虚偽の説明を行ってワークシェアを行わないことを正当化しようとすらしていたのである。

これは当初の説明を１８０度ひっくり返す対応

実際にも、２０１０年９月２９日から開始された人員削減施策に関する団体交渉の当初から、JALは「…希望退職しか考えていない、ワークシェアでは債権者の理解を得られない」という回答に終始した。

これは、２０１０年１月２１日の…発言を１８０度ひっくり返す、極めて不誠実な対応であった。

■タイトルは、世話人による

■理解しやすくするために「原判決」を「地裁判決」に、「原審」を「地裁」に、「被控訴人」を「JAL」に置き換えました

■**「控訴人」は地裁における「原告」です**

2014 年度カンパ、スタート

4 年目のご支援

皆様の取り組み参加

宜しくお願い致します

東京高裁要請はがき取り組み中

リンク：原告団 HP の TOP ページ参照

今後の日程

5 月 15日（木）

控訴審　客室乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より

5 月 19日（月）

不当労働行為裁判 結審

東京地裁527 号法廷

13 時10 分より

6 月 5日（木）

控訴審　運航乗務員 判決

東京高裁101 号法廷

13 時30 分より